

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成30年2月7日

【ファンド名】 B N Yメロン・グローバル好利回りC Bファンド2016-11（円ヘッジ）（限定追加型）
（以下、「当ファンド」ということがあります。）

【発行者名】 B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 山口 省吾

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館

【事務連絡者氏名】 明石 晃仁

【連絡場所】 本店の所在の場所に同じ。

【電話番号】 03（6756）4725

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

平成30年2月1日付をもって提出した臨時報告書（以下「原報告書」といいます。）の記載事項につきまして、同日、当ファンドにおける運用を委託された投資顧問会社であるメロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーションが、同じB N Yメロン・グループのザ・ポストン・カンパニー・アセット・マネジメント・エル・エル・シーならびにスタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シーと統合し、B N Yメロン・アセット・マネジメント・ノースアメリカ・コーポレーションとして業務を行うこととなり、ファンドの運用体制に重要な変更が生じました。そのため、金融商品取引法第24条の5第4項及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第3号の規定に基づき、記載を追記するため、本訂正報告書を提出いたします。

2【訂正の内容】

原報告書の下記事項のうち、＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部_____は訂正部分を示します。

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

<訂正前>

「B N Yメロン・グローバル好利回りC Bファンド2016-11（円ヘッジ）（限定追加型）」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、主要な関係法人の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項に基づく特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

<訂正後>

「B N Yメロン・グローバル好利回りC Bファンド2016-11（円ヘッジ）（限定追加型）」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、主要な関係法人の異動およびファンドの運用体制に重要な変更がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項に基づく特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第2号および第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

<訂正前>

当ファンドの委託会社より当ファンドにおける運用を委託された投資顧問会社であるメロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーションは、同じB N Yメロン・グループのザ・ポストン・カンパニー・アセット・マネジメント・エル・エル・シーならびにスタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シーと統合し、B N Yメロン・アセット・マネジメント・ノースアメリカ・コーポレーションとして業務を行うこととなりました。

イ．当該主要な関係法人の名称、資本金及び関係業務の概要

名称

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ノースアメリカ・コーポレーション

資本金の額

約4,506百万米ドル（平成30年2月1日現在）

関係業務の概要

投資顧問会社は、委託会社からの委託を受け、当ファンドの運用を指図します。

ロ．当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当ファンドの投資顧問会社である「メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション」は、2018年1月31日の営業終了後、同じB N Yメロン・グループの「ザ・ポストン・カンパニー・アセット・マネジメント・エル・エル・シー」ならびに「スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー」と統合し、2018年2月1日からは、B N Yメロン・アセット・マネジメント・ノースアメリカ・コーポレーションとして業務を行うこととなりました。

異動の年月日

平成30年2月1日

<訂正後>

1．主要な関係法人の異動について（金融商品取引法第24条の5第4項に基づく特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第2号に基づく報告内容）

当ファンドの委託会社より当ファンドにおける運用を委託された投資顧問会社であるメロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーションは、同じB N Yメロン・グループのザ・ポストン・カンパニー・アセット・マネジメント・エル・エル・シーならびにスタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シーと統合し、B N Yメロン・アセット・マネジメント・ノースアメリカ・コーポレーションとして業務を行うこととなりました。

イ．当該主要な関係法人の名称、資本金及び関係業務の概要

名称

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ノースアメリカ・コーポレーション

資本金の額

約4,506百万米ドル（平成30年2月1日現在）

関係業務の概要

投資顧問会社は、委託会社からの委託を受け、当ファンドの運用を指図します。

ロ．当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当ファンドの投資顧問会社である「メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション」は、2018年1月31日の営業終了後、同じB N Yメロン・グループの「ザ・ポストン・カンパニー・アセット・マネジメント・エル・エル・シー」ならびに「スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー」と統合し、2018年2月1日からは、B N Yメロン・アセット・マネジメント・ノースアメリカ・コーポレーションとして業務を行うこととなりました。

異動の年月日

平成30年2月1日

2．ファンドの運用体制の重要な変更について（金融商品取引法第24条の5第4項に基づく特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第3号に基づく報告内容）

イ．変更の内容についての概要

当ファンドの投資顧問会社である「メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション」は、2018年1月31日の営業終了後、同じB N Yメロン・グループの「ザ・ポストン・カンパニー・アセット・マネジメント・エル・エル・シー」ならびに「スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー」との統合により、新会社「B N Yメロン・アセット・マネジメント・ノースアメリカ・コーポレーション」に変わります。

ロ．当該変更の年月日

平成30年2月1日